

平成 28 年度 短期大学教務必携(第 21 次改訂版) 主な変更点

第一部 教務の手引き

I 学生編

第1章 入学者の選抜

2. 入学資格に関する法的規定

大学入学資格を規定した法令【3p～7p】

◇文部科学省告示第 74 号(平成 28 年 3 月 31 日)により、下線部の項を追加した。

○外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件【5p】

- 3 外国において、高等学校に対応する学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 11 年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者

◇文部科学省告示第 75 号(平成 28 年 3 月 31 日)により、下線部の基準を追加した。

○高等学校に対応する外国の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準【6p】

(平成 28 年 3 月 31 日文部科学省告示第 75 号)

- 1 当該課程の修了者が当該外国の学校教育における 11 年以上の課程を修了したとされるものであること。
- 2 当該課程の修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができるものであること
- 3 高等学校の教科等に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること。

◇以下の項目については、平成 29 年度入学者選抜実施要項(平成 28 年 5 月 31 日 28 文科高第 266 号文部科学省高等教育局長通知)に合わせ記載内容を見直した。なお、3つのポリシーに関する表記については、資料等の引用である場合を除き、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に合わせた。

4. 基本方針【13p】

…総合的に評価することを役割とするものである。

特に、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年文部科学省令第 16 号)が施行される平成 29 年 4 月 1 日からは、全ての大学において、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を策定し、公表することが求められる。

…教育の実施を阻害することのないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の判定に当たっては、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

5. 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)【13p～14p】

…内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学における入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)の策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)も参考にされたい。

14. 入学者選抜試験実施における注意事項【22p～23p】

- ② 障害等のある入学志願者に対しては、(中略) また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1796 号文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

第2章 学籍と学籍(学生)異動

2. 学籍の記録

(2) 卒業【33p】

◇学校教育法第93条第2項第3号の記述に合わせ、下線部のとおり変更した。(99p 参照)

B. 卒業年月日

教育課程の修了の認定、すなわち卒業の認定は、教授会の意見を聴いて学長が定める事項である。

※以下該当部分について同様に変更

第4章 授業と試験

◇実情に即し下線部を追加した。

2. クラス規模【55p】

…自主的な判断が求められているものと考えられる。

なお、各種資格の養成課程においては、定められた人数制限がある場合に留意する。

4. シラバスの作成【56p】

…授業の工程表として機能するように作成される必要がある。

また、ナンバリング等を活用し、該当授業科目が能力育成のどの部分を担うかを示すことが望ましい。

第5章 成績評価と単位の認定

◇学校教育法の改正に伴い下線部を追加した。

6. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定【64p】

○短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件【64p～66p】

二 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条の2(同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

第6章 卒業

◇「大学評価・学位授与機構」は統合により「大学改革支援・学位授与機構」へ名称変更のため機構名称を更新し、下線部を追加した。

5. 大学改革支援・学位授与機構による学位の授与【71p】

大学改革支援・学位授与機構は…(略)…独立行政法人となった。

平成28年4月1日、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合、大学改革支援・学位授与機構が設立された。

※以下該当部分について同様に修正

◇学校教育法の改正及び学位規則に基づく規定の改正に伴い下線部を追加した。

○学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則【73p～74p】

第1条 ……独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)が行う学士の学位の授与については、別に定めるものを除き、この規定の定めるところによる。

第2条 三 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2(同法第70条第1項及び第82条において準用するものとする場合を含む。)の規定により大学に編入学することができるもの

第3条 一 …並びに修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時間数が2,550単位時間以上若しくは課程の修了に必要な総単位数が93単位以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあつては…

第4条 学位審査手数料32,000円を添え、4月又は10月の機構が定める期間に機構長に申請するものとする。

◇学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則を追加した。【75p～77p】
条文省略

Ⅱ 教員・職員編

第1章 教員

4. 勤務と研究・研修

◇法令等の改正に伴い下線部を追加した。

(3) 研究・研修【92p】

…教員個人を対象にした研究費に関する事務(申請、報告、経理処理等)に関しては、教務部(課)その他の学内事務局が取り扱う場合が多いので、教員との連絡を十分にとる必要がある。

なお、平成26年8月に文部科学省より「研究活動における不正行為防止への対応に関するガイドライン」が制定され、短期大学が責任を持って不正行為の防止に関わることが求められた。

…経費に関しては助成の対象となることは前述のとおりである。また、大学は教育研究成果の普及や活用の促進に資するため、教育研究活動の状況を公表するものとされており、さらに、平成22年には学校教育法施行規則の改正により、教育研究活動等の状況として公表すべき事項が具体的に示されている。

◇教務関係調査に合わせ表現の修正を行った。

(4) FD(ファカルティ・ディベロップメント)【92p】

…現在、FDは多くの大学で実施されており、各大学において授業評価アンケートの実施、研修会の開催、教育方法改善のための講演会の開催、あるいは教員相互の授業参観等、授業評価アンケート等を実施し、質の保証された教育サービスを持続的に提供していくために組織的な取り組みが行われている。

また、短期大学基準協会評価基準においては、以下のように明記されている。「FD活動を通して授業・教育方法の改善を行い、組織的なFDを推進し、時代の変化に対応できるような教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。また、規程を整備しそれに基づいてFD活動を適切に行う。」と明記されている。

第2章 職員

◇短期大学設置基準の改正に伴い下線部を追加した。

2. 勤務と研修

(3) SD(スタッフ・ディベロップメント)【98p】

大学運営を組織的に行うために教員と事務職員の機能分担と連携協力が不可欠であり、教員組織がFDに積極的に取り組んでいる中、事務職員の資質開発、すなわちSD(スタッフ・ディベロップメント)の重要性も指摘されるようになった。ていたが、今回短期大学設置基準一部改正により、短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第11条の3に規程するものは除く)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとすることが、平成28年3月31日に公布され、平成29年4月1日から実施されることになった。今回の改正は、個々の職員全てに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、SDの具体的な対象や内容、形態等については、各大学等において、その特性や実態を踏まえ、各職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に判断されるべきこととされ、今後事務職員は、アドミニストレーター(大学行政管理職員)として、大学の運営に係る意志決定過程に積極的に参加し得る能力が、いっそう求められている。

第3章 教授会等

◇短期大学設置基準の改正に伴い次の委員会名の追加をした。

3. 各種委員会【101p】

SD委員会

Ⅲ 運営編

第1章 学科・専攻

2. 学科・専攻課程の設置

◇「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校¹の設置等に係る認可の基準」の改正に伴い、下線部を更新した。【112p～115p】

三 大学等及び大学院に関する法第4条第1項の認可の申請を行った者(以下「認可申請者」という。)が設置する大学の学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の平均入学定員超過率(当該認可の申請に係る大学の開設等(大学等、大学の学部、私立大学の学部の学科、短期大学若しくは高等専門学校の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは大学若しくは短期大学における通信教育の開設又は大学院の研究科の専攻に係る課程若しくは私立の大学等の収容定員に係る学則の変更をいう。以下この号において同じ。)をする年度の前年度から過去4年間(修業年限が6年の学部にあつては過去6年間、短期大学において修業年限が2年の学科にあつては過去2年間、修業年限が3年の学科にあつては過去3年間、高専門学校にあつては過去5年間)の入学定員に対する入学者の割合(通信教育に係るものを除く。)の平均をいう。)が、1.15 倍(大学の開設等をする年度の前年度において、収容定員(通信教育に係るものを除く。)が 4,000 人以上の大学の学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)であつて、入学定員が 100 人以上 300 人未満のものにあつては 1.10 倍、入学定員が 300 人以上のものにあつては 1.05 倍)未満であること。

附 則(平 27・9・18 文科省告示 154)

(施行期日)

1 この告示は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 29 年度の大学の開設等(改正後の第1条第3号に規定する大学の開設等をいう。以下この項において同じ。)に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「1.15」とあり、及び「1.10」とあるのは「1.30」と、「1.05」とあるのは「1.25」とし、平成 30 年度の大学の開設等に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「1.15」とあるのは「1.25」と、「1.10」とあるのは「1.20」と、「1.05」とあるのは「1.15」とする。

附 則(平 27・10・1 文科省告示 162)

この告示は、公示の日から施行する。

◇文部科学省告示第 154 号 附則に示されている特例制度について、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について(通知)」(27 文科高 593 号 平成 27 年 9 月 18 日)に示された表を掲載した。

表省略【115p】

3. 学科・専攻の現況【115p】

◇現況に鑑み地域総合科学科一覧表を削除した。

第2章 学生収容定員

◇「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」において入学定員に対する入学者の割合について厳格な基準が設けられたことに伴い、下線部を追加した。

2. 定員の変遷【117p～118p】

…平成 24(2012)年度には 70,000 人を下回っている。

加えて、学科等の設置認可申請の審査に関して、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について(通知)」(平成 27 年 9 月 18 日)において、「平均

入学定員超過率」に係る要件を、現行の一律 1.3 倍未満から、大学の収容定員の規模、大学が設置する学部の入学定員の規模等に応じて、1.05 倍未満から 1.15 倍未満の範囲で定めることとし、また、平成 29 年度から平成 30 年度までの開設等に係るものに関しては、経過措置を設けることとしている。(112 ページ ○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準参照)

第3章 学則

◇「私立大学等の学長の決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について」(平成28年2月1日 27文科高第862号)の通知に伴い、主な認可・届出事項一覧の「関係書類の提出時期」「担当窓口」「備考」について修正を加えた。

3. 私立短期大学における主な認可・届出事項【124～126p】
一覧表省略

第4章 大学評価と教育情報の公表

◇短期大学基準協会第三者評価要綱と同協会 Web サイト上の記載とが異なるため、下線部を追加した。

2. 認証評価機関による第三者評価
【評価のスケジュール】【129p】

…(短期大学基準協会第三者評価要綱より抜粋。なお、詳細は同協会 Web サイト <http://www.jaca.or.jp/service/evaluation/outline.html> で確認のこと。)

第5章 取得可能な資格等

◇法令の改正に伴い、下線部のとおり修正を行った。

① 卒業と同時に取得できるもの【135p】
〔公的資格〕

介護職員初任者研修 社会福祉主事(任用) 食品衛生管理者(任用)

◇資格取得の実態等に即し下線部のとおり修正を行った。

② 受験資格が得られるもの【135p】
〔国家資格〕

… 製菓衛生師、自動車整備士(一級、二級)、毒物劇物取扱責任者 …

第二部 教務関係用語の解説

◇以下の用語を新たに追加した。

- アイエルツ(IELTS:International English Language Testing System)【142p】
- 障害者差別解消法【173p】
- 私立大学等改革総合支援事業【175p】

◇以下の用語は、法令の改正等実情に即し名称及び記載内容を一部変更した。

- アドミッション・ポリシー(入学者の受入れに関する方針)【143p】
- カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成及び実施に関する方針)【155p】
- 職業実践力育成プログラム(BP:Brush up Program for Professional)【174p】
- スタッフ・ディベロップメント(SD:Staff Development)【176p】
- 大学改革支援・学位授与機構【180p】
- ディプロマ・ポリシー(卒業の認定に関する方針)【186p】

◇以下の用語は削除した。

- 実態調査
- 短期大学評価基準

◇英語表記の索引については、略語の項目のみ記載した。

第三部 短期大学関係法令Q&A

◇実情に即し以下の項目を修正した。

■長期履修学生の学生数のカウントについて■【213p】

Q17 長期履修学生のカウントの仕方は、どのようにしたらよいのでしょうか。

A 正規の学生として扱うので、原則として定員の内としてカウントする。ただし、一般の学生と履修形態が異なることから、収容定員超過率については、その実員に一定の係数(修業年限を長期履修学生の在学期間で除して得られた数)を乗じて算定するものとされている。

平成 27 年度までは、収容定員超過率について、実学生数に一定の率(修業年限を登録された履修年限で除した者)を掛けて算定していたが、平成 28 年度からは、実人数をカウントすることになった。長期履修学生のうち修業年限を超過した学生について、定員超過の場合は 2 年以内留年者等の取扱いと同様にマイナスをし、定員未充足の場合は、算定上影響しない取扱いをするものとされている。

資料1 短期大学設置基準 短期大学通信教育設置基準

◇法令の改正に伴い、最終改正日、未施行法令の記載、条文等を修正した。

□短期大学設置基準【221～244p】

・短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第 11 条の 3 に規定するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。(第 35 条の 3 関係)

資料2 大学(短期大学)関係教育法令(抜粋資料)

◇法令の改正に伴い、最終改正日、未施行法令の記載、条文等を修正した。

2)学校教育法【255～282p】

・学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(第 1 条関係) 他
・学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようにする等のため修業年限 2 年以上その他の文部科学大臣が定める基準(※)を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入できる制度を創設(第 58 条の 2 関係)

4)学校教育法施行規則【286～306p】

・(1)大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次のアからウまでの方針(大学院にあっては、ウの方針に限る。)を定めるものとする。(第 165 条の 2 第 1 項関係)

ア 卒業の認定に関する方針

イ 教育課程の編成及び実施に関する方針

ウ 入学者の受入れに関する方針

(1)のイの方針を定めるに当たっては、アの方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならないものとする。(同条第 2 項関係)

・(1)により定める方針を公表するものとする。(第 172 条の 2 第 1 項第 1 号関係)

◇「大学へ編入できる専修学校の専門課程の総授業時数を定める件」は削除した。

上記の他、全体を通じ必要に応じて表現の見直し、字句の修正を行った。